

フライボードご購入にあたり
重要事項確認書

フライボードのご購入にあたり、ご購入者の方は個人、法人に関係せず、ご購入機材によって起こりうる全ての責任がご購入者様でございます。下記重要事項を熟読し、ご同意のうえ、ご署名ご捺印を頂きました後にご利用頂けます。

シリアル番号_____

- ・ 上記機材は、購入者_____が、販売店_____より購入した機材で、輸入元はゲートサイドマリン株式会社です。
- ・ フライボードのご購入、ご利用にあたり、取扱説明書、重要事項確認書(本書)を熟読してください。
- ・ フライボードをご利用される前に必ず、正規販売代理店の安全技術講習を受講し、本機材をご利用の際は、受講者が責任者として必ず帯同する義務がございます。
- ・ ご購入されたフライボードを、第三者に転売もしくは貸出する場合、販売店に対し事前に必ず申し出て、第三者の情報を開示しなければなりません。また、第三者に対し、転売もしくは貸出する事前に、正規販売代理店による安全技術講習を受講させなければなりません。

---ご使用にあたり---

- ・ フライボードの使用は、フライボードの動作や構造の仕組みを熟知している方に限る。
- ・ フライボードの水上バイク操縦者は、ゲートサイドマリン(株)が定める日本の正規販売代理店による安全技術講習を受講した者でなければならない。
- ・ フライボードを使用できる場所は水上のみであり、100メートル四方以上のエリアが確保できる場所に限る。
- ・ フライボードの使用は、上空2メートル以内で使用する場合の水深は2メー

トル以上、上空2メートル以上で使用する場合は水深は4メートル以上とする。高さ測定は、利用者(飛行者)のくるぶしを測定値とする。

- ・ フライボードを使用する際は、緊急時に第三者に連絡がとれる通信可能な通信手段あるいは信号機具を常備していなければならない。
- ・ フライボードを使用する際は、アンカーや碇などの移動抑制具を常備しておかなければならない。
- ・ フライボードを使用する際は、緊急トラブルが起こった際に、緊急連絡より一分以内に救助が可能な設備や人的準備を常に完備させていなければならない。
- ・ フライボード使用中に事故が発生し要救助者が発生した場合に備え、フライボード利用中は事故管理フローチャートを所持しなければならない。事故管理フローチャートは、利用場所によって異なるため、各利用者が事前に調べ、それを書面に書き出し、完璧に把握しなければならない。

(事故管理フローチャートの主な内容)

- 緊急搬送可能な病院はどこか、近隣のAEDの保管場所はどこか、こまでの所要時間はどのくらいか(渋滞や工事などの情報も確認)、連絡先や住所の確認
- 要救助者を病院に最速で連れて行く手段はなにか(救急車かドクターヘリか自家用車か)自家用車の場合、燃料は充分にあるか
- 症状によって病院は異なるか(外傷の病院、意識不明の場合の病院)
- 役割分担(判断、救助、連絡、手当、記録、搬送)
- 使用エリアに生息する危険な水中生物の把握と万が一の時の処置方法の確認
- 要救助者の緊急連絡先(家族など)の確認
- 119番、118番、110番の再確認

- ・ フライボードは、水面や水中に人がいる場所では使用できません。噴射口を人に向けてはいけません。

- ・ フライボードは、まわりに船等の障害物がある場所では使用できません。
- ・ フライボードは、波が1メートル以上の場合使用できません。
- ・ フライボードは、風速5メートル以上の場合使用できません。
- ・ 波が1メートル以下、風速5メートル以下でも、水流が早い場合、うねりが有る場合、フライボードを使用する事は出来ません。
- ・ フライボードを使って、2メートル以上水中に潜る事は出来ません。さらに、協議を目的としない一般利用者は、水中に潜る行為や飛び込む行為も行うことはできません。
- ・ フライボードの飛行者はPWCの先端を支点とし、正面より右に45度、左に45度の合計90度の範囲でのみ飛行が可能です。また、その範囲内でもPWCからの直線距離で8メートル以内に飛行者が侵入した場合、PWC操縦者はアクセルを徐々に解除し、PWCからの直線距離で5メートル以内に飛行者が侵入した場合、PWC操縦者はアクセル回転数を0(ゼロ)にし、エンジンを停止します。
- ・ フライボードの飛行者はPWCの先端より半径4メートル以下の曲率でターンをしてはなりません。万が一これを行った場合次のようなリスクが伴います。
 - フライボード飛行者の落下(危険ゾーンへの侵入)
 - PWC操縦者の落下
 - 部品および機材の破損
- ・ フライボードは、心臓に持病の有る方、体調不良の方、薬物を服用されている方、妊娠中の方、飲酒や酒気帯の方、怪我をしている方、眼鏡またはコンタクトレンズを着用している方は使用できません。
- ・ フライボードは、日の出から日没までが使用可能時間帯です。(特別な催事等

で関連する許可および認可を取得している場合を除く)

- フライボードの使用前に、陸上で機材の動作確認や損傷および劣化箇所の確認を行ってください。少しでも劣化が確認され、損傷の恐れがある場合は絶対に使用しないでください。営業目的の場合、普通に使用できる者であっても、消耗部品(ホースやベアリング等)は早めに交換することが望ましいです。また全てのネジの緩みも必ず確認してください。
- フライボードの飛行者側は1名が上限です。
- フライボードの使用前に、使用予定場所の水中に突起物や障害物が無いかどうか確認してください(特に岩や珊瑚など)。水中の突起物や障害物を未確認のままフライボードを使用する事は禁止です。
- ヘルメット、ライフジャケットを必ず装着してください。(体重が70kg以上の方は、ライフジャケットを2着装着することでより安全性を確保できます)
- ライフジャケットはJCI(日本小型船舶検査機構)認定のものに限ります。
- ヘルメットはウェイクボード用ヘルメットに限ります。
- フライボードの装着者は、使用前に、水面あるいは水中で10秒以内にブーツを脱ぎ外せる確認をしなければなりません(ブーツの構造も確認する)。10秒以内にブーツを脱げない場合、フライボードを使用する事は出来ません。(これにより緊急時にトラブルから脱出できる可能性が非常に高まります)
- フライボードは、上空5メートル以上で使用する事はできません。
- フライボードは、身長140cm以下の方は使用できません。
- フライボードの連続使用時間は30分までです。都度休憩をとり、機材の動

作チェックを常に行わなければなりません。

- フライボードの PWC 操縦者は、小型特殊船舶免許が必要となります。
- フライボードの PWC 操縦者は、泳げる方に限ります(緊急時救助のため)。
- フライボードの PWC 操縦者と装着者が、水面上で会話が出来ない状況や環境の場合はその場所で使用する事は出来ません(言語違いで会話が成立しない場合も同様)。
- フライボードの PWC 操縦者は正常に作動するキルスイッチを身につけなければなりません。
- フライボードの PWC 操縦者はホースが伸びた状態でのみ飛行させる事が可能です(これにより飛行者と PWC の接触、ホースと水中障害物の接触や引掛を防ぎます)。ホースが伸びていない段階で飛行許可の合図を出す事はできません。
- フライボードの装着者は、PWC 操縦者による飛行許可の合図無しで飛行を開始する事は出来ません。
- レジャー業としてフライボードを使用する場合(客が飛行者、インストラクターが PWC 操縦者の場合)、PWC の操縦者は 30 時間以上練習したインストラクターであり、且つ、社団法人全日本フライボード協会認定ショップに所属したインストラクターのみが使用できます。
- 競技者としてフライボードを使用する場合、別途、社団法人全日本フライボード協会が作成する競技者規則および重要事項に署名捺印し、同団体より認定されなければならない。
- 競技者以外のフライボード使用者は、テレビやインターネット上で閲覧可能な高難度な技に挑戦する事はできません。これらはプロにより行われている

ものであります。万が一挑戦して失敗すると、命や人生を危機にさらし、関連する機材が損傷する恐れもあります。

- フライボードを使用する際は、日本国の航海法、その他の条例、規則等を遵守してください。

以上の重要事項を熟読しました。全ての内容を理解し、全てに同意します。

重要事項に逸脱した方法で使用し、損害が発生した場合でも、全て自己責任とし、私以外の第三者に損害賠償請求ならびにその他全ての責任を追求しない事を誓います。

ご署名

印